

# 運 航 基 準

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、運航管理規程に基づき、使用船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(運航の中止)

第2条 船長は、運航区域内の気象・水象が次に掲げる条件の一つに達していると認めるときは、運航を中止しなければならない。

気象・水象	気象警報・注意報
運 航 区 域	木曾川洪水注意報、警報 暴風警報（愛知県尾張西部）

## 第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第3条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を

作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 航行経路
- (2) 所要時間

(基準経路)

第4条 基準経路は、運航基準図に記載のとおりとする。

(速力基準等)

第5条 速力基準は、次表のとおりとする。

速 力 区 分	速 力
船外機による運航の場合	5 ノット

2 船長は、速力基準表を操船する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。